

令和5年度原子力規制委員会  
第68回会議議事録

令和6年3月6日（水）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第68回会議

令和6年3月6日

10:30～12:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：原子力規制委員会の取組（3.11報告）の公表（第2回）
- 議題2：原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正
- 議題3：令和5年度マネジメントレビュー（第2回）
- 議題4：日本原燃株式会社再処理工場査察機器監視対象区域における全消灯発生事象に係る再提出された報告に対する評価と今後の対応方針
- 議題5：日本原子力研究開発機構の組織改正に係る今後の対応

○山中委員長

それでは、これより第68回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「原子力規制委員会の取組（3.11報告）の公表（第2回）」です。

説明は竹内政策立案参事官からお願いいたします。

○竹内長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の竹内から、資料1について御説明いたします。

本議題につきましては、先週2月28日の原子力規制委員会におきまして、3.11報告の案につきまして御議論いただき、そのときの御意見等を踏まえて、本日改めて修正案についてお諮りするものでございます。

2ページ以降の修正点について、簡単に御報告いたします。

この表ですけれども、左上の欄が報告書本体のページ数になっておりまして、その隣の右側が修正案という形になっております。

2ページにつきましては、先週の原子力規制委員会におきまして「はじめに」のところで四つのトピックスを掲げましたけれども、そこに直接関係のない記載は落とすべきという御意見です。

杉山委員から、高経年化した原子炉施設に対する規制について定義づけをすべきということで「長期施設管理計画認可制度」という文言を加えております。

3ページを御覧ください。左の欄に※1と注釈を入れておりますけれども、こちらにつきましては、先週の原子力規制委員会終了後に石渡委員からの意見の提出を受けて修正したものになります。

※2につきましては、同じく終了後に杉山委員から御意見をいただき、修正したものとなっております。個別で御説明はしませんけれども、石渡委員からはより正確性を期すなどとした内容とするほか、解説を加えるといった御意見をいただいております。

4ページも同様でございます。

5ページにつきましては、石渡委員から審査の際の地質や断層等のハザード系に関する現地調査を行った旨を記載すべきということで、反映しております。

6ページにつきましては、杉山委員から、5ページ、6ページにかけまして、中深度処分の学会標準に関しては、解釈への引用はこの時点では見送ることを記載しております。

6ページ下の2.ですけれども、こちらは2月29日までの業務の取組の進捗を踏まえた修正ということで、面談録の件数でありますとか、1F（東京電力福島第一原子力発電所）リスク低減目標マップの改定について、了承いただいたことを反映しております。

7ページにつきましては、誤記の修正ということで、2点を追記しております。

以上の修正案を踏まえたものを別添2として反映した形で、案としてお付けしております。

この内容でよろしければ、決定についてお諮りいたします。

説明は以上です。

○山中委員長

御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

先週も議論を一度させていただきましたけれども、その後、何人かの委員からコメントいただいておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○石渡委員

大変細かいところで恐縮なのですが、前のページから98ページ、99ページにかけて（2）福島第一原子力発電所の地滑りの可能性の検討ですが、99ページの2番目の段落の最初の字が下がっていません。ほかの段落はみんな1字下げてあります。これを下げてください。

この段落に「セットバック工事」と外来語のような感じで書いてあるのですが、セットバック工事といえば、斜面をこうやって掘り下げる工事だということで普通に分かる単語なのですか。その辺はどうですか。

○竹内長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の竹内です。

今の御指摘の1点目につきましては、すみません、体裁の面で1字下げをします。

それから、セットバックという言葉ですけれども、よく道路などを拡幅するときに少しセットバックさせるという言葉は一般的に使われているとは思いますが、括弧書きで具体的な工事の内容が分かるようにということであれば、括弧書きでそういった旨の説明を加えることは可能だと思っております。

○石渡委員

例えばいろいろな英和辞典などを見ても、セットバックという言葉は載っているのですが、ここで言っているような斜面を掘り下げるようなことに使っている説明は余りないので、例えば掘り下げるとか、そういったような言葉を補った方が分かりやすいかもしれないと思います。

以上です。

○竹内長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の竹内です。

背後斜面を掘り下げるという文言に変更するというところでよろしければ、それでもって反映したいと思っております。

○石渡委員

あと、工事の名前として東京電力がセットバックという言葉を使っているのであれば、それはそのまま残して、説明を加える方がいいと思います。

○竹内長官官房政策立案参事官

承知しました。

○山中委員長

石渡委員、修正の仕方というのはどのようにさせていただければいいのでしょうか。この

部分だけすぐさま直して見せていただいて、決定をするということによろしいですか。それができるのであれば、そのようにお願いします。

○片山長官

長官の片山です。

今のやり取りでいきますと「背後斜面を掘り下げるセットバック工事を実施することが示されたが」ということでしょうか。

○石渡委員

そのとおりで結構だと思います。

○片山長官

そういう修正をするということで、もしよろしければ、御決定をいただければと思います。

○山中委員長

これでよろしいですか。

○石渡委員

小さな修正ですので、結構だと思います。

○山中委員長

分かりました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そういう修正を99ページに加えていただくということで、別添2のとおり、原子力規制委員会の取組を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

ありがとうございました。それでは、そのとおり決定をしたいと思います。

以上で議題1は終了いたします。

次の議題は「原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正」です。

説明は総務課の高木係長からお願いをいたします。

○高木長官官房総務課係長

総務課の高木です。

資料2について、説明いたします。

1. 趣旨でございますけれども、本議題は令和6年度機構・定員要求の結果を踏まえて、原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正の決定について、付議するものとなります。

2. 改正背景及び概要ですけれども、高経年化に係る審査に関しましては、GX脱炭素電源法（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律）の成立に伴う原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の改正により、運転開始から30年を超えて発電用原子炉を運転しようとする

る発電用原子炉設置者に対して10年を超えない期間ごとに長期施設管理計画を定めて、原子力規制委員会の認可を受けることとなっております。12月には準備行為に係る長期施設管理計画の最初の認可申請がなされているところでございます。

この新たな制度に基づく審査等の手続を適切に行うことができるように、令和6年度から安全規制管理官の高経年化審査担当のポストが新設されることとなっております。こちらは課長級のポストになりますけれども、その新設に伴いまして、今回、組織令及び組織規則の改正を行うものとなります。

改正概要となりますけれども、先ほど申したとおり、安全規制管理官の課長級ポストが新設されることとなりますので、組織令に課長級ポストの人数が記載された箇所がございますので、その箇所を現状の7人から1人増えて8人に改めることの改正となります。

また、組織規則についても、官職名と人数が記載された箇所がございますので、これも同様にその箇所について7人から8人へと改正をするものでございます。

具体的な改正箇所につきましては、別紙1及び別紙2で改正案の新旧をそれぞれ添付しておりますので、御確認いただければと思います。

続いて、3.の委員会決定事項です。組織令については、閣議決定の必要がありますことから、今後、3月中旬の閣議決定を予定しておりますので、そのための閣議請議手続を進めることについて、決定いただきたいものとなります。

組織規則については、改正案のとおり改正することについて、委員会決定をいただきたいものとなります。

4.今後の予定です。組織令、組織規則ともに3月下旬の公布、4月1日施行を予定しております。

最後に5.その他になります。組織規則の下に組織細則がございまして、こちらは長官決定のものであるのですが、今後、細則につきましても、安全規制管理官の高経年化審査担当が設置されることに伴い、その所掌事務を実施するための高経年化審査部門を置くなどの所要の改正を行う予定にございます。

説明は以上です。

○山中委員長

御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○石渡委員

後ろについている参考1はどのような位置付けなのですか。

○高木長官官房総務課係長

総務課の高木です。

参考1でございますけれども、こちらは分かりやすい説明資料ということでして、原子力規制委員会とはというものを付しておりますけれども、組織令に関する改正とは直接関係するものではないのですが、原子力規制委員会とはを説明した資料となります。

○石渡委員

この議題にこの資料を添付する必要性はあるのですか。

○金子次長

次長の金子でございます。

従来からの議題の背景を説明する、あるいは一般の方が今回取り上げられている議題の全体像の中でどういう位置付けにあるのかということを理解していただくための資料を、今年度ずっとできるだけ作るようにしております、その一部として組織を扱う政令、あるいは規則のところですので、原子力規制委員会の仕事の内容なり、組織全体ということで、背景事情としてつけさせていただきますいております。

また、これにつきましては、今年度の取組なども原子力規制委員会に明に御紹介して、今後の取組の方向性についても議論をいただきたいと思っております。

○石渡委員

今回の組織令、規則の改正というのは、参考1の中のどこに関係しているのかということをお説明いただければと思います。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野でございます。

業務の説明の絵を見ていただきまして、審査のところがございますが、この部門として高経年化審査の管理官と審査部門を置くという形になります。全体の組織の中で組織の状態を一般の方に知っていただくためにつけているものでございます。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員長

どうぞ。

○杉山委員

私からも補足させていただきますと、今、実用炉審査部門が新規制基準適合性の審査、それに関係する許可の審査、設工認（設計及び工事の計画の認可）の審査、保安規定の審査、これに加えて、高経年化に関連した案件の全てを担当していただきまして、今後、制度が新しくなることも含めて非常に負荷が大きくなるので、管理官ポストを一つ増やすということで、これは予算要求の段階で既にそういったお話を聞いていたわけですが、この措置は私は妥当だと思っておりますので、これが実現することは結構なことだと思っております。

○山中委員長

そのほか、御意見等ございますでしょうか。

課長級ポストが一つ増えることが本日のメインの議題でしょうけれども、担当グループができることが一つ大きな案件だと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○高木長官官房総務課係長

おっしゃるとおりの認識で大丈夫です。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、別紙1の原子力規制委員会組織令について、閣議精義の進めること、また、別紙2の原子力規制委員会組織規則の改正を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

ありがとうございます。それでは、そのとおり決定したいと思います。

以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「令和5年度マネジメントレビュー(第2回)」です。

本件は、先週の原子力規制委員会で原子力規制庁からの報告に対して、改めて委員の間で議論を行うものでございます。

まず竹内政策立案参事官から簡単に説明をお願いいたします。

○竹内長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の竹内から、資料3について、御説明いたします。

今ほど山中委員長から御説明がございましたけれども、先週2月28日の原子力規制委員会におきまして、原子力規制庁側からマネジメントシステムの実施状況、それから、評価等を御報告差し上げましたところです。それに対しまして、委員の皆様から御意見を書面でいただきましたので、本日、資料3の次ページ以降、委員の皆様の御意見を添付した形としております。

この内容につきまして、御討議をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○山中委員長

それでは、委員からそれぞれの資料を提出いただいておりますので、簡単に御説明をいただければと思います。

田中委員からお願いできますでしょうか。

○田中委員

4ページにマネジメントシステムの改善についての意見ということで、6項目を挙げさせていただきます。

一つ目の3S(Security, Safety, Safeguards)インターフェースについては、結構連携が進んでいるのですが、さらなる連携が必要だと思いますし、具体の例について評価し、検討することも重要だと思います。IAEA(国際原子力機関)での議論なども参考になると思います。

二つ目ですが、SG室(保障措置室)とか、核セキュリティ部門等の残業が多いのは結構気になりまして、IAEAとの対応とか、来年度ありますIPPAS(国際核物質防護諮問サービス)対応などで業務が多くなるので、もうちょっと工夫必要だと思います。

三つ目ですけれども、いろいろ書いていて、安全文化、セキュリティ文化ということで



アンケートを取っていただいたり等々しているのですけれども、ただ単にアンケートの結果の数字が上がることをではなくて、具体的に行動が文化向上とどうつながっていくかという観点から見る必要があると思います。

四つ目は、コミュニケーションが更に重要だと思います。例えば時間と場所を決めて、どこかの場所に行ったらいろいろな人が来ていて、コミュニケーションができることもあっていいと思います。

5つ目ですけれども、1F事務所（福島第一原子力規制事務所）等での良好事例と書いていて、ほかの事業所等への参考になることが多いと思いますし、また、別添3でしたか。改善が望ましい事項と良好事例を同時に書くことも意味があると思いました。

六つ目は、ちょっと違った視点なのですけれども、1Fで今年度に起こった二つの事案、更に焼却炉でもありましたけれども、ああいう事案を見て、今後、原子力規制庁としてどういうことにやっていけばいいのかについて、もうちょっと検討があってもいいと思います。例えば起こるかもしれないような具体のリスクを頭に置いて、それが起こらないように東電（東京電力）が対応しているような観点ということが必要だと思ったりしました。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

続いて、杉山委員、お願いします。

○杉山委員

机上資料の最初のページに、評価のポイントが（1）から（6）まで挙げられておりまして、私はその中の（3）と（5）について、何項目かコメントさせていただきます。

（3）要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況です。詳しくは机上資料の別添4に書かれておりますが、未決裁の是正処置の実施状況を区分①から④という形で示すようになっております。これは今年から表現ということによろしいでしょうか。

○竹内長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の竹内です。

そのとおりでございます。

○杉山委員

今までは、決裁が済むとそれが自動的に消えていったという形だったので、途中の状況を記載していただいたことは非常にいいと思ひまして、特に効果確認中というところが非常に興味を持ちました。というのは、どんな効果があったのかというのは知りたいところなのです。ですから、今年、こういう形でまとめられた以上は、その経過を次年度以降に示していただきたいと思っております。

また、案件は完全に担当している課が違うこともあって、個別に独立に出ては消えということになっておりますけれども、やはりこれは類型化できるのではないかと思ひまして、我々にとって大きいのは、公開すべきでない情報でうっかりマスクを忘れてしま

うとか、そういったところでは。

これをゼロにしましょうと号令をかけること自体は、それほど効果的ではないと思っているのですけれども、何らかのシステムチックな対応策があって、少なくともミニマムまでは下げられるのではないかと考えておりました、そういった観点での分析ですとか、対応を今後考えたいと思っております。

(5) 原子力安全文化の育成・維持に係る活動の実施状況です。これは別添6、別添7で、アンケートの結果を含むボリュームがかなり大きいものであります。このうちの全部を読み上げると、時間が掛かるのですけれども、まず高い回収率を達成できたこと自体がこの取組に関してよい傾向だと認識しておりますことを申し上げておきます。

あとは、分かりやすい情報発信、情報提供ということは、まだ結果に至っていないという意味では肯定している割合は低いのですけれども、まずこれを続けていきたいと思います。

あと、若手を育成する問題に関して、管理職側からの視点と若手側の視点がかみ合っていないところは、上司の指導方針を上司の個人の能力に任せてしまうのは難しいところがあると思っております。そのために上司を今から教育しましょうというのも、もとより現実的ではないです。そこは組織的に若手を育成するような仕組みを何とかしたい。

ほとんど同じことが上司等のマネジメント力の強化の部分にも言えるかと思っております。ですから、そのマネジメント力を上司の個人の能力ではなくて、組織として何とか担保する。具体的には上司のマネジメントを支援する仕組みを管理職パッケージという形で128ページに示されておりますが、そういうことを具体的に試しに始めてみてはどうかと思っております。

最後ですけれども、コミュニケーション活性化の研修です。私も参加させていただきました。あれ自体は面白かったのですけれども、課題が携帯電話を使ったりしてゲーム性が高いもので、それに対してちょっとお遊び感が過ぎるのではというようなネガティブな反応をした方もきっとおられるというのはよく分かりました。

仕組みは外部のそういった業者さんを利用したもので、コンテンツまでこちらは用意できなかったのですけれども、コンテンツを我々の業務に近づけることができれば、もうちょっと実効性のある研修、そういうところも達成できるのではないかと思います、この分野については、引き続き追求を続けていただきたいと思います。

以上です。

○山中委員長

続いて、伴委員、お願いします。

○伴委員

6ページを御覧いただきたいのですが、前回の資料を一通り見て、気になった点について、今後に向けた提言のような形でコメントをまとめています。

一つ目は、年度業務計画に基づく業務の実施の中で投入人員の分析がありましたけれど

も、職員の負荷を軽減するための努力を続ける必要があります。そのためにRPA、Robotic Process Automationとか、AI等を積極的に活用することが望ましいのですが、それを個人の努力に委ねるのは限界がありますし、全てをトップダウンでやってしまうと、現場のニーズに合わないことがあると思います。

例えば業務の効率化に関するこういったツールをどのように使えばいいのだろう、どういふような使い方があるのだろうということを気楽に相談できるような窓口を庁内に設けて、常時オープンにしておくことを考えてはどうかというのがまず一つの提案です。

職員アンケート・インタビューについてですけれども、安全文化に関していろいろな問いを立てていますが、規制機関の安全文化について、共通理解が得られていないのではないかと。昨年12月にNEA（原子力機関）のCountry-Specific Safety Culture Forumがあつて、そこに15名ほど参加しましたがけれども、その15名ぐらひはかなり刺激を得て戻ってきていますので、例えばそういったメンバーが中心になって改めてこの問題について議論を行つて、必要ならば原子力安全文化に関する宣言の改定も考えていいのではないかと思います。

そして、これをするとき、今週か来週ぐらひにNEAがレポートを出します。私が議長を務めているWorking Group on Leadership and Safety Cultureのレポートなのですが、要は規制機関と事業者との間の関係性に着目して、安全文化について議論しているのです。それでどういう規制が望ましいかということをもとめたレポートなので、正に規制という行為に関して、事業者との関係性の下で安全文化を考えるという意味で参考になるのではないかと思います。

3点目ですけれども、職員の特に若手の配置等の希望と組織運営のところのニーズがかみ合っていないという印象を受けましたので、これを突き詰めていったときに、例えば配置等について、職員の希望を優先したら、組織として何が不足してしまうのだろう。これは一定程度見えていると思うのですが、そうすると、アプローチは二つしかないはずなのです。それについて職員の意識を変えに行くのか、あるいは組織の在り方を変えるのかということになるので、その点をきちんと整理して、今後の議論をすべきではないか。

若手の中でもどこに働きがいを求めるか、あるいはキャリアプランを考えたときに、やはり個人差があるように思いました。意外と横のつながりが十分にできていなくて、コミュニケーションを取れていないので、若手職員同士で意見交換をすることで、こういう考え方もあるのだ、こういう見方をしている人もいるのだということがもっと分かるのではないかと思いますので、そういう機会を設けてもよいのではないかと。

最後に、アンケート・インタビューを今後も継続することが重要なのですが、これはかなりチャレンジングではありますが、将来的には個々の職員の性格の傾向であったり、志向、そういったものも踏まえて解析をすべきではないか。つまりこの組織にいる人たちはどういう人たちなのか、そういう人たちのそういう傾向というか、志向を前提にしたときに、組織運営はどうあるべきなのかということにつながっていきますので、かなり高い水準の要求であると思いますが、将来的にはこんなことも考えてよいのではないかと。

ます。

以上です。

○山中委員長

引き続き石渡委員、お願いします。

○石渡委員

7ページにコメントを6項目書いてございますけれども、最初にページ数が示してありますが、今回配られている資料では2ページずれています。これにプラス2をしたページにその記述がございます。

最初は規制に関わる情報の適切な開示で、主にホームページとか、そういったものでの情報公開がきちんとできているかということなのですけれども、これについては、審査会合とか、そういったものの内容のホームページ上での公開は適切になされているとは思いますが、例えば能登半島地震のような大きな災害が起きて、そこに関わる原子力施設に関する情報が適切にホームページ上に公開できたかということ、情報公開が遅れたような感じがありますので、これが本当にA評価でいいかどうかというところは多少疑問には思いました。これは原子力規制庁の評価ということで、全体としてはAの範囲だとは思いますが、そのところは少し疑問に思ったということコメントしてあります。

その次は競争入札の結果、今まで経験のない事業者インターネット配信を依頼することになったということがかなり詳しく書いてあるのですけれども、これについては、実際にこういう会議に出ている者の立場からすると、大きなトラブルがあったようには思えないので、ここまで書く必要があるのかという感じもいたしました。むしろ原子力規制庁側でマニュアル化を進めるとか、事業者が変わってもスムーズに行くような方策をあらかじめ講じておくことの方が大事ではないかと感じました。

その次のそれぞれの記述の一番最後にその他ということで、学識経験を有する者の知見の活用という欄があって、これが全て空欄になっているのです。これについては、後で説明をお願いします。

JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）常陽の件は、正式名称を書いてくださいということです。

地震・津波審査については、先ほどのマネジメントレビューと同じことでありまして、地震・津波関係の審査というのは、現地調査が非常に重要でありますので、現地調査を行ったことをきちんと書いてくださいということなんです。

あと、最後の項目の規制基準の具体化、明確化、規制基準の表現の改善はかなり重要なことだと思うのですけれども、記述が非常に簡単で、何が書いてあるのかよく分からないということで、ここはきちんと記述すべきでしょうというコメントをいたしました。

以上です。

○山中委員長

質問がございましたけれども、お答えをお願いします。

○竹内長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の竹内です。

今、石渡委員から今回の御報告、前回御報告した内容についての御質問ということで、まずそれについてお答えいたします。

御質問ということでありまして、真ん中にある空欄になっているところでございますが、こちらにつきましては、例年、政策評価書というのは、政策評価法に基づきまして、大体7月に外部有識者の御意見をお聞きしまして、それを踏まえて8月頃に政策評価を決定いただくというプロセスになっておりますので、空欄になっている学識経験者の知見の活用のところは、恐らく今年の7月頃になると思いますが、政策評価懇談会におきまして、有識者の御意見を活用したファクトが発生した時点で加える形になると思います。

もう一つの評価を行う過程で使用した資料というのは、正に先週、それから、本日のマネジメントレビューに用いた資料でありますとか、今後取りまとめる予定でありますとか、年次報告といったものがここに入る予定になります。

最後の規制基準の表現の改善は何も書いていないということございまして、御指摘の点はおっしゃるとおりでございますが、こちらにつきましては、どのようなことをやったかという具体的な取組を記載するようにします。

○山中委員長

石渡委員、よろしいですか。

○石渡委員

よろしく申し上げます。

○山中委員長

それぞれの委員からのコメントをいただきまして、私の意見は2ページ、3ページに記載しておりますけれども、それぞれの項目については、各委員からいただいたコメントと共通する点が非常にあると思っています。

まず達成状況評価について言いますと、この数年間で表現の仕方等がかなり工夫されていると思いますし、評価についてもかなりよい方向に改善をされている。特に働き方改革等については、個々の職員の努力もあるでしょうし、マネジメントのありようの工夫がきちっと発揮できたところだと思っています。

2番目の内部監査の話と改善の話ですけれども、これは田中委員からもコメントが出ておりますが、全部監査をしているわけではありませんけれども、グッドプラクティスが各事務所とか、部門で監査を受けたところでの事例が記載されております。毎年、いい事例が出てくるのですけれども、できれば全体に反映していただく取組を工夫していただければというのが、田中委員と共通する点だと思っています。

是正処置については、杉山委員からコメントが出たとおりでございますが、変化の度合いが分かりやすく表現されるようになったことも改善点ではありますけれども、傾向等をきちっと把握できるように分析をした方がいいので、これは確かにそのとおりだと思いま

す。

4番目は、IRRS（総合規制評価サービス）のフォローアップの指摘事項に対する対応です。これはあえて書かせていただいたのですが、本ミッションとフォローアップミッションで出された課題については、全部対応済みということになったということで、今後、再受検をするので、その準備が整ったと思っております。

5番目、あるいは6番目の項目でございますけれども、これは各委員からコメントがございました。特に伴委員から安全文化、あるいは核セキュリティ文化に対しての全体的な理解がまだ十分ではないという御指摘をいただきましたけれども、私もそういう理解しておりますが、ここ1、2年、いわゆるアンケートとか、インタビューだけではなくて、もう少し能動的な改善活動が取り込まれ出したという感じを受けております。そんなに回数は多くありませんけれども、ワークショップを行っているような工夫が見られていると思います。

伴委員から御提案いただいたように、職員から自分たちに役に立つような、あるいは自分たちのアイデアで自発的にワークショップを開いて、組織文化を改善していただくという取組が行われるということで、職場のコミュニケーションですとか、あるいはつながりが向上されていくと思っております。もう少し専門家も入れた分析もなされるべきだと思います。

1、2年、努力はかなり進んでおりますし、改善されているとは思っておりますけれども、ただ、前年度に引き続いて、30代半ばから後半にかけて人たちが自分のキャリアに対して非常に不安に思っているとか、組織に対する満足度が低かったり、原子力規制委員会、原子力規制庁に特有の問題だと思っております。できて13年の組織でございますので、ちょうどそのときに新たに入庁した人たちが13年たてば、30代半ばぐらいになりますので、その人たちが不安に感じたり、あるいは職場に対する満足度が低かったりという状況にあることは、分析で出てきているわけですから、何らかの対応を組織的に次年度以降も行っていただければと思っております。

安全、セキュリティというのは、我々の努めの一番大きなところになるわけですが、組織文化全体の改善を考えていただく必要があると思っております。

私から少しまとめをさせていただいたような形になりましたけれども、委員の方から追加で御意見はございますか。伴委員、どうぞ。

○伴委員

今、山中委員長から30代の職員のいろいろな将来のキャリアに対する不安とか、そういうところが問題だという指摘があつて、これは我々みんなが共有しているところですが、ただ、必ずしも原子力規制庁に限ったことではないのではないかと私は思っています。

もちろん原子力規制庁がまだ10年ちょっとの組織ですので、なかなかロールモデルがないとか、そういった問題があるのは事実ですが、そういう観点からいろいろなキ

キャリアプランを作ってみたり、キャリアパスを示してみたりということで、努力はしてもらっています。

ただ一方で、この世代はいろいろなライフイベントの多い人たちですので、そういったところのストレスも相当大きいことを理解する必要がありますし、更には今は世の中全体でこの年代の人たちの離職率の高さはいろんなところで話題になっていて、それに対して民間でも様々な努力をしています。

そういったところから我々も学ぶべきところを学んで、今、言った原子力規制庁に特有の問題、この年代はライフイベントが多いからということと、実際に全体的に離職が多くなっている。それぞれの対策はきっちりと整理して、有効な手段を打つべきだと思います。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。よく理解できました。

必ずしも原子力規制庁に特有の年代層の問題ではなくて、世間一般にあるような要因もあるという御指摘だと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今後の進め方、あるいは対応について、どのようなスケジュール感で行われますか。

○竹内長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の竹内です。

書面に更に加えて、いろいろな方向性の御示唆をいただき、ありがとうございました。

本日いただいた御意見につきましては、次年度の業務計画に反映させる形で、先週の原子力規制委員会の資料で予定にも示させていただきましたけれども、3月19日の原子力規制委員会に次年度の取組については、年度業務計画について決定いただきたく、御審議をいただく予定としております。

○山中委員長

次年度で中期計画の最終年度でございますので、これはしっかりと最終年度の業務を遂行していただくということをお願いしたいと思います。

○片山長官

長官の片山でございます。

いろいろと御議論をありがとうございました。

いただいた御意見は、単年度で解決がつくものではなかなかない御意見が多かったと思っております。したがって、来年度の業務計画へ反映できるところは反映をし、また、今、山中委員長からありましたように、次の中期目標期間の中でやるべきことは何なのかとか、短期的にできることと、中期的に考えなければいけないことを分けながら考えていきたいと思っております。

それから、組織文化についての御意見をたくさんいただきました。今の原子力規制委員会は組織理念があって、組織理念に対する職員の理解度なり、それが業務運営に反映され

ているのかという肯定率は非常に高いのですけれども、これが安全文化の宣言になると10%落ちて、核セキュリティ文化になると更に10%落ちるという傾向になっています。

それはなぜかと考えると、原子力規制庁は、審査、検査といった規制実務のフロントにいる職員だけではなくて、そのほかにリサーチ、研究部門もあれば、バックオフィス部門もあります。そういう人たちから見れば、安全文化、核セキュリティ文化、審査官、検査官の心得にしか見えないところがあるかと思います。どちらかというところ、IAEAの文章などを和訳したような感じになってしまっていて、文言も組織理念に比べると少しこなれていないようなところもございます。

そういう意味で、原子力規制庁の組織文化を表して、職員がみんな共有できる言葉でどう表していくのかというようなことも考えていかないと、すっとんと腹に落ちないものになってしまうと思っています。これはなかなかすぐにはできないところもありますけれども、そういうこともこれから考えていかなければいけないと思っております。

職員の育成の話は、いろいろな施策をこの1、2年の間に取り組み始めました。そのフィードバックがアンケートという形で返ってきたと思っていますので、これを受けて、どういう継続的改善ができるかというのは、しっかり考えていきたいと思っています。

事務局からは以上でございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

長官からコメントを追加してもらいましたけれども、特に委員の方から御意見は追加でございますか。よろしいですか。

非常にいい取組もしていただいておりますし、是非それを特に能動的なワークショップのようなものは広げていただいて、途中で途切れないようにしていただければいいのではないかと思います。

また、安全とか、セキュリティというのは、どの分野の職員にとっても、私はフロントワードだと思っておりますので、是非広く理解が進むように宣言そのものを根本的なところで分かりやすい言葉に直していただくことは、伴委員からもコメントが出ましたし、長官からもお話が出ました。

この点について、それぞれの項目内容については非常にきちっとしたことが書いてあるのですけれども、専門以外の分野の人にとっては分かりにくいところはあると思いますので、この辺についても検討いただければと思います。

それでは、本日の議論を踏まえまして、令和6年度の業務計画及びマネジメントシステムの運営に反映していただくようお願いをいたします。

以上で議題3を終了いたします。

次の議題は「日本原燃株式会社再処理工場査察機器監視対象区域における全消灯発生事象に係る再提出された報告に対する評価と今後の対応方針」です。

説明は保障措置室の寺崎室長からお願いいたします。



○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長  
保障措置室の寺崎です。

本日は、資料4に沿って、説明いたします。

「1. 趣旨」でございますが、本議題は令和5年1月28日に発生いたしました日本原燃株式会社再処理工場の査察機器監視対象区域における全消灯発生事象につきまして、原燃から今年2月2日に再提出されました報告書に関しまして、原子力規制庁による原因分析と再発防止対策の評価を報告するとともに、本事象に関する対応方針について、了承を諮るものでございます。

「2. 経緯」の一つ目のポツでございますが、令和5年1月28日、原燃再処理工場前処理建屋における保障措置上の監視対象区域である燃料供給セルの2系統のうちの一つのセルにおきまして、約2時間、セル内照明が全消灯となり、保障措置上の監視ができない状況となりました。

この全消灯発生事象に係る事実関係を先に補足させていただきますが、1ページ目の下「3. 1 全消灯発生事象に係る事実関係」に記載がありますが、燃料供給セル内の照明というのは、査察用監視カメラの照明としても使用しているため、全消灯を避ける必要がございます。このため、全部で11灯ございました電球は、2系列の電源の給電により維持されており、3灯はC母線から、8灯はD母線という別系列の電源から供給していました。

2ページ目に移っていただきまして、本事象は、2系統のうちの一つである運転予備用C母線給電の照明3灯が全て電球切れしていた状況下で、点検のため、D母線から給電している照明用分電盤の遮断機を「切」としたために、燃料供給セル内の照明が全消灯に至ったという事象でございます。

概略図は、本資料の24ページにもございますが、詳細は省略をさせていただきます。

1ページ目に戻っていただきまして、1ページ目の「2. 経緯」の二つ目でございます。この事象に関しましては、3月22日、原子力規制委員会は、原燃から原因の調査及び再発防止対策に係る報告を受けましたが、原因分析及び再発防止対策に必要な検証並びにその記載が不十分であったため、4月11日の原子力規制委員会及び14日に開催されました原子力規制委員会と日本原燃経営層による意見交換の場において、原燃に対して再提出を求めておりました。

なお、今回、報告書の提出までにはほぼ1年掛かっております。これは原燃が原子力規制庁との面談を通じて3S連携の基本的考えを整理した上で、報告書の内容にその考えを反映している点がございます。

原子力規制庁は、4月25日の原子力規制委員会の議題、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェース、いわゆる3S連携における取組強化の対応状況を踏まえ、原燃との面談を実施してまいりました。

今回の全消灯事象の原因の一つに、関係部署間の連携の欠如というものが当初の段階から想定されておりました。このため、今回の報告書では、原燃として面談を通じて3S連携の

基本的考えを整理しつつ、本事案の原因分析及び再発防止対策が検討され、それらの検討結果が3S連携の基本的考えの下で整理され、2月2日に提出がされたと理解しております。

3S連携に関する資料につきましても、原燃からの報告書の添付として付いておりまして、本日の資料で申し上げますと、58ページ目以降に添付されておりますが、簡潔に全体の方で説明させていただければと思います。

2 ページ目、報告書の中身の「3. 2 原因分析の結果」でございます。報告書では、本事象に至った問題を核物質管理課の責任の欠如、核物質管理課と関係部署の連携の欠如及びその他と整理し、それぞれの原因を特定しています。また、背景要因として、保障措置に対する認識の低さを特定しております。

最初の核物質管理課の責任の欠如に係る原因でございますが、核物質管理課というのは、普段は核物質の計量や管理、IAEAによる査察に対応しております。しかしながら、今回の事案に関しましては、保障措置の統括責任を有する核物質管理課が実施すべき保障措置に必要な設備に対する要求、いわゆるインプットに関する点及びその要求を満たしているかの確認、いわゆるアウトプットが十分でなく、また、必要な運用等を社内標準類へ具体展開するといった責任を十分に果たしていなかったとしています。

表がその原因をまとめたものでございます。例えば最初の項目、燃料供給セル内の照明の維持管理段階で電球切れを把握していなかったという問題がございます。

こちらの原因といたしまして、核物質管理課というのは、業務連絡による各課への要請は行っておりましたが、保障措置に必要な設備の維持管理の基準を定めていなかった、いわゆるインプットに係る原因が記載されております。

また、アウトプットに関連して、運転部の巡視の結果を確認する仕組みがなかったというところが二つ目のポツとして記載されております。

同様の原因分析は、分電盤点検の作業計画段階や実施段階でも行われております。作業計画段階の項目でいきますと、原因のところにありますように、アウトプットに関連して関係部署が実施したリスク評価を自ら確認する役割というのを定めていなかったですとか、作業計画段階におきまして、照明の状態を把握するための役割を定めていなかったというようなことがまとめられております。

3 ページ目の(2)でございます。核物質管理課と関係部署の連携の欠如に関する原因でございます。先ほど申し上げましたとおり、核物質管理課が保障措置に係る責任、今回の事案でいきますと、業務連絡にとどまり、保障措置上の要求を設備の維持管理に適用していなかったことなどにより、関係部署の役割が不明確となり、結果として核物質管理課と関係部署が連携していなかったということがまとめられております。

表がその原因をまとめたものでございます。例えば照明の維持管理段階でございますが、複数の課の問題が記載されております。

前処理課、前処理機械課、運転部でございますが、いずれも核物質管理課からの業務連絡により、工事点検等の場合の連絡の要請を受けてはいましたが、照明に関する保障措置

上の要求が明確でなかったために、その要求を設備の維持管理に適用していなかったことが原因として挙げられております。

一番下の作業計画段階におきましては、前処理課及び電気保全課は、セル内照明の電球切れの保障措置に関するリスクを評価していませんでしたが、その原因につきましても、核物質管理課は、業務連絡を通じて工事等を連絡するよう要請しておりましたが、保障措置上の要求を踏まえたリスク評価の実施を明確に要求していなかったことが原因として挙げられております。

4 ページ目でございます。その他の原因、CAP（是正処置プログラム）システムに関するところでございます。原燃においては、CAPシステムを2020年から導入しており、照明の電球切れについては、本来CR（コンディションレポート）登録をすることになっておりましたが、前処理機械課は、運用の変更に係る業務連絡の詳細を見落とししていたために、電球切れを発見しても、CR登録は不要と認識しておりました。

さらに報告書の中では、背景要因について記載されております。報告書の中で、背景要因として保障措置に対する認識の低さが明記されております。具体的には保障措置に対するトップマネジメントの関与の不足、保障措置の要求を社員に理解させるための核物質管理課による活動の欠如、結果として社員の保障措置に対する認識の不足が挙げられております。

「3. 3 再発防止対策」でございます。以上の原因分析を踏まえまして、再発防止対策として核物質管理課の責任、関係部署との連携、設備対応、トップマネジメントの関与、その他の分類に整理されてございます。

表に具体的な再発防止対策が記載されておりますが、例えば核物質管理課の責任に関しましては、保障措置に必要な設備の維持管理の基準の明確化や巡視状況の把握、また、リスク評価の結果の確認だけではなく、作業の許可を行うことなどが記載されております。

5 ページ目でございますが、更に今回、核物質管理課の新たな役割が明確化されたことにより、一番上のポツにございますように、課内に保障措置担当の人員を増員し、保障措置評価チームを新設するという点も取組として実施しております。

関係部署との連携の項目につきましては、保障措置に必要な設備の維持管理の基準に基づく巡視、異常発見時の連絡等の実施、保障措置への影響についてのリスク評価の実施などが記載されております。

設備に関しましては、電球の交換や代替品の確保、LED化など、全消灯リスクの軽減のための取組を実施するとしております。

トップマネジメントの関与でございますが、一番上のポツでございますが、品質マネジメントシステムの一環であります品質方針に原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の活動を確実に実施する旨を明記しております。本日の資料の44ページにも、その品質方針が添付されております。

二つ目のポツでございますが、リスク評価の結果の確認に必要な設備の維持管理の経験

を有する人員を含む核物質管理課への3名の配置及び体制の構築、これは先ほど核物質管理課のところにも記載しましたが、人的資源配分のところですので、ここでも記載されております。

三つ目といたしまして、現在運用されております原子力安全に係る品質マネジメントシステムの仕組みにおいて、保障措置活動も含めていくことの明確化、また、これによるマネジメントレビューにおけるプロセスの運用状況、資源の妥当性等のインプット並びにトップマネジメントによるレビュー及び必要な改善の実施をしていくとしております。

6 ページ目を開いていただきますと、その他で先ほどのCAPシステムの記載がございます。セル内照明の電球切れについても、CR登録することを含むCAPシステム全体の教育を実施するとしております。

※でございますが、今、申しあげました核物質管理課の責任ですとか、関係部署との連携の対策につきましては、現行の原子力安全の品質マネジメントシステムの仕組みの中で運用するために保障措置に係る事項を追加する内容であります。関係する社内標準類に保障措置に係る事項の追加を行い、更に今後は保安規定、計量管理規定を改正するとしております。

「3. 4 水平展開」ですが、今、申しあげました再発防止対策につきましては、全社、濃縮事業部等にも展開すると記載がされております。

「4. 原子力規制庁の評価」でございます。

「4. 1 原因分析の結果」でございますが、報告書では、核物質管理課がその責任を十分に果たしていなかったこと及び関係部署の連携が適切に行われていなかったことの原因が分析され、その記載が明確化されており、妥当と評価してしております。

以降は繰り返しになるので、簡潔に説明させていただきますが、核物質管理課の責任の欠如に関しましては、保障措置の統括責任を有する核物質管理課がその責任を十分に果たしていなかったことが具体的に明確化されています。

二つ目として、関係部署の連携の欠如でございますが、核物質管理課が責任を十分に果たしていなかったために、関係部署の保障措置上の役割が不明確となり、結果として、関係部署が保証措置の要求を満たすための必要な役割を果たしていなかったことが明確化されてございます。

7 ページ目のCAPシステムに係る認識でございますが、仮に前処理機械課がCAPシステムに関する正しい認識を持っていれば、不適合管理等の活動を通じて必要な情報が関係部署に共有されていた可能性があることが明確化されております。

保障措置に対する認識の低さに関しましては、保障措置に関するトップマネジメントへの報告が限定的な内容であり、日頃の保障措置活動の不足等に気付かず、保障措置活動に係る課題等の改善につながらなかったことなどが明確化されてございます。

「4. 2 再発防止対策」でございます。報告書では、核物質管理課及び各部署の役割が明確化されるとともに、核物質管理課が実施する新たな業務に必要な体制に係る検討結

果も記載されており、妥当と評価しております。

核物質管理課の責任においては、役割として、昨年12月でございますが、社内標準類で整備されております。また、設備の維持管理の経験を有する人員を含む3名が核物質管理課に配置されたことにより、核物質管理課がその責任を果たすための体制が構築されております。

関係部署との連携におきましては、保障措置に係る関係部署の具体的な役割が保安規定に基づく社内標準類に位置付けられることにより、核物質管理課と関係部署の連携が確保されています。

設備対応に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、対策が列挙されておりましたが、査察機器監視対象区域における全消灯のリスクを低減させるための対策を強化しております。

8ページ目でございますが、トップマネジメントの関与ですが、原子力安全に係る品質マネジメントシステムの中で、マネジメントレビューの対象に保障措置が明確に位置付けられたことにより、トップマネジメントの関与が徹底されています。

その他に関しましては、セル内照明の電球切れをCR登録することを含め、保障措置の内容も含めたCAPシステム全体の教育が実施され、かつ今後も継続して定期的に行われるスケジュールが示されたことにより、CAPシステムの正しい運用のための取組が推進されております。

「4.3 水平展開」につきましても、全社に展開するスケジュールが示されたことにより、全社的に再発防止を確実にすることが具体化されております。

以上を踏まえまして、原子力規制庁としては、本報告を妥当と評価しております。

最後に「5. 原燃に対する対応方針（委員会了承事項）」でございます。原子力規制庁は、報告書に記載されている再発防止対策が確実に実施されていることについて、保障措置に係るところは、査察官による立入検査で、原子力安全に係ることは、現場の検査官の日頃の活動を通じた原子力規制検査で確認していきたいと考えております。

特に報告書の中では、保障措置に対する認識の低さが背景要因として記載されていたため、立入検査では、現場の社員へのインタビューなども行いつつ、対策が適切に実施され、効果が現れているかなども確認できるよう、検討していきたいと考えております。

また、今回、保障措置に係るトップマネジメントの関与が明確化されたことから、短時間CEO会議の場において、今回の不適切事案に係る受け止め、社長としての取組、保障措置に対する基本姿勢等について、確認していただきたいと考えております。

私からは以上になります。

○山中委員長

御質問、コメントはございますでしょうか。どうぞ。

○田中委員

報告書中の原因分析については、日本原燃としてもそれなりに網羅的にしっかりと原

因分析しているし、それに対する再発防止対策が書かれていることは理解いたしまして、それらの報告書に対する原子力規制庁の評価も適切なものだと考えますが、1個だけ教えてください。

気になるのは4ページでしたか、彼らの背景要因のところ、保障措置に対する認識の主の低さというのがあって、ポツの三つ目に社員及び関連協力会社社員の保障措置に対する認識不足が不足している。結構気になることが書かれているのですけれども、この辺に対しての対策で、原子力規制庁としてはどういうふうに評価したのでしょうか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎です。

背景要因のところ認識が不足していたとございます。実際、我々の分析の中でも、今回の原因を分析するに当たって、例えば今回標準類に全て整備すると、役割を整備することが規定されておりますが、まずそれを業務連絡という形でやっていました。協力をお願いしますという形でやっていました。その業務連絡をしたきりになっていたところに、そもそも保障措置活動を理解して、しっかり国際約束、義務としてやるという意識づけがその一つをとっても弱いという印象を受けました。

また、教育に関しても、保障措置は元々専門用語であって、我々の課題でもありますが、より分かりやすく伝えていくことがあります。教育資料も少し見ましたが、ちょっと分かりにくくなっていて、単にそれを一方通行で伝えただけでは、この辺の理解の醸成には十分につながらないのではないかと我々としては分析していますので、今回、教育の改善ですとか、標準類に位置付けて、これは義務として明確に役割が規定されていきますので、そういう中で意識がどれぐらい変化するのかというのを先ほど申し上げましたとおり、立入検査等で確認していきたいと考えております。

○田中委員

今後、立入検査でいろいろな社員とか、協力会社の人たちとも、彼らが本当にやっているかどうか見ることは大事だと思いますが、再発防止対策の中で、日本原燃としてはこういうことが起こらないように、どのような再発防止対策を考えているのでしょうか。トップマネジメントということなのでしょうか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎です。

再発防止対策につきましては、今回、報告書の概要を説明させていただきましたが、今回書かれていることを全てやっていくということはあります。時系列もきちんと書いてあります。

特に先ほど申し上げましたように、核物質管理課の責任を明確化し、各課との役割を全て標準類に落とし込んで、更に教育等も充実していく。標準類に落とし込む中で品質マネジメントシステムは、今、原子力安全の中にある品質マネジメントシステムの中で位置付けていくことによって、それぞれの全てが我々としては重要なものと考えておりますので、

その全てが実施されていきます。

○田中委員

遮って悪いのですけれども、認識の低さに対する再発防止対策として、彼らはどういうことをやろうとしているのでしょうか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

認識の低さに関しましては、面談等を通じてやはり教育というところがまず重要だと確認しておりますので、標準類に役割が位置付けられたことによって、それらも含めて教育をしっかりと行って、意識づけをしていく。単に規定しただけでは意味がないですので、そこで対策を講じていくことを確認しています。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○杉山委員

今回の原因分析や再発防止対策の検討などは、今回起こった事例の範囲にとどまらず、保障措置全般について確実に実施できるようにというものと私は認識しているのですけれども、5ページの表の中に示されている再発防止対策の設備対応というところを見ると、これは完全に照明の話しかしていないのです。

例えば保障措置に関わる設備といえば、監視カメラのようなものだったり、あとは施錠管理、立入り管理みたいな、もっと設備に関わるころはありそうなのですが、今回の検討は本当に照明に関する事例の範囲だけなのですか。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎です。

今回の検討というのは、全ての保障措置活動が対象になっています。先ほど申し上げましたとおり、今回、1年かけて原燃の考え方を聴取してきた理由としては、3S連携の基本的な考えを、まずそのベースをしっかりと持つことが基本にありました。

今回は全消灯に係る報告書でございますが、そのベースとして整理されたものの中では、例えば封印もそうですし、カメラもそうですし、全ての保障措置活動が対象になっていまして、それを品質マネジメントシステムの中に位置付けることがしっかり明記されてございます。

3Sですので、保障措置だけではなくて、核セキュリティも含めてしっかりやっていくことは、面談を通じて確認してございます。

○杉山委員

分かりました。

もちろんそうであってほしいと思っておりました。この設備対応のところ今回の照明のことだけに限定して書いてある。だから、それが全てとは読まれないようにしてほしいと思います。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○伴委員

私もその点を強調しておきたくて、結局、問題は根深いと思うのです。それがたまたま全消灯という事象として発覚しただけであって、全消灯が今後起きないようにするというのではないはずです。ですから、そういう観点から今後の検査対応をしていただきたいと思います。

それともう一つ言っておきたいのは、保障措置の重要性、再処理施設というのは、ほかの原子力プラントと違って、保障措置が極めて重要な意味を持っているにもかかわらず、それに対する認識が低く、トップマネジメントも十分に関与していなかったとさらっと書いてありますけれども、ものすごく大きな問題だと思えます。ですから、これについては、社長と直接話をして、そこの意識を問いたいと思えます。

以上です。

○山中委員長

どうぞ。

○石渡委員

今回、この資料を拝見して、特に添付資料-11、通しの45ページに再処理事業部長の方の年末に当たってのメッセージがあります。ここに非常に重要なことが書かれていて、核兵器を持たない国で再処理を認められているのは日本だけである。保障措置によって転用がないことを証明してもらうことは、当社事業を進めるに当たって非常に重要だ。保障措置の重要性を認識し、これを阻害することのないよう、業務に当たってもらいたい。非常に分かりやすい言葉で、すっとんと落ちる言葉で書いてあります。こういうふうで発言されたのではないかと思います。

論理的に非常に筋が通っていて、分かりやすく、普通の職員であれば、これを聞けば保障措置の重要性というものがすっとんと心に落ちると思うのです。こういう発言をする方が責任者になっておられるということで、今後はこういったことが起きないように期待をしたいと思えます。

一つ、質問は、この部長メッセージはどれくらいの人に向かって発せられたメッセージなのか、ちょっとお答えいただきたいです。

○寺崎長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室長

保障措置室の寺崎です。

再処理事業部長ですので、再処理事業部全体にメッセージを発しているという理解しております。

○石渡委員

本来これくらいの発言は、社長さんから全職員に対して言っていただきたいと思います。私としては思いません。

以上です。



○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。

私からも、今回の報告書というのは全消灯問題なので、いわゆる電灯の設備については、電灯の問題に絞られて書いてあると思うのですけれども、今後の検査をしていただく場合には、もう少し広い目できちっと見ていただかないといけません。

例としてカメラなどが挙がりましたがけれども、保障措置に関わるキーはそれだけではないと思いますので、設備に対する問題、あるいは情報共有、これが一体どういうふうに、いわゆる書類上だけで情報共有がされているのでは問題なので、横方向の情報共有と社長のトップマネジメントを効かそうと思えますと、やはり縦方向の情報共有も非常に重要になってきます。

そのあたりはどういうふうな方法でトップマネジメントを効かすのかというのは、具体性がないというのですか、ものすごく細かな点が何点か書いてあるだけの話になっているので、これは是非社長には聞いてみないといけない点だと思っています。

原因については、SG（保障措置）関連の部署の問題というのが根本原因の一番根深いところにあると思いますし、そこを強化することをまず1点目として挙げられているし、3Sの連携を強化していく。そのほか、CAPの問題とか、トップマネジメントの問題を挙げていただいていますけれども、報告書としては、あくまでも全消灯問題に絞られた報告書になっているので、あるいは原子力規制庁の評価としても、その部分に対して評価をしていただいた形なので、その点については、もう少し幅広く彼らは認識しているのかどうか、実際に社長に確認をしてみたいと私は思います。

そのほか、委員の方からいかがでしょうか。長官、どうぞ。

○片山長官

長官の片山でございます。

本件が起きてから1年ちょっと時間が掛かりましたけれども、我々事務局の問題意識は、全消灯事案にとどめるのではなくて、要するに全社的に保障措置、再処理工場というのは、IAEAにとっても一番大事な対象施設でございますので、その保障措置活動をいかに立て直してもらおうのかという視点で我々はやってきたつもりです。

したがって、品質方針に3Sが明記をされ、様々な設備対応のところは、保安規定とのリンクをすることによって、計量管理規定はそもそもそういう類いのものでありませんので、保安規定とリンクをつけることによって、全社的に担保をしてもらうような落としどころの出口にしてきたところでございます。

決して全消灯事案にとどめたつもりはなくて、まさしく全社の問題としてしっかりと取り組んでもらうという報告書が出てきたということだと思っておりますので、要は今後それをしっかりと運用していただく上で、トップマネジメントの責任を自ら明確にさせていただいたので、そういう意味で日本原燃の経営層と意見交換をして、今後しっかりとトップマネジメントとしての責任を果たしていただけるように、原子力規制委員会との間で意見交

換をしていただければと思っております。

○山中委員長

長官から補足をいただきましたけれども、委員の方から追加でコメント等ございますでしょうか。

全消灯問題にこだわらない、その部分に限ったことではないという御説明をいただきました。

どうぞ。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門の古作です。

1点、補足させてもらいたいのですけれども、97ページに先ほど面談で話をしているものについても報告書に添付されているといったところで、これはセーフティーとセーフガードの関係性というので、黄色にハッチングされたところが今回の全消灯に関連するタスクであり、それについての問題点を抽出したというのが報告書の主体にはなっているのですけれども、それ以外のタスクについても関係性を洗い出して、それぞれについても不足点がないか、それについてどう手当てをするのだという議論は進めております。

そういったことをしっかりとQMS(品質マネジメントシステム)の文書の中で取り上げて、セーフティーの人間が保障措置に必要なことが何かと、それに対して自分が何をすべきなのかということ認識する体系を、今後の保安規定変更も踏まえて整えていただくということで検討を進めているところです。

この図もまだブラッシュアップが必要な状況でして、まだまだ認識が不足しているところですか、具体を明確にしていかなければいけないところもあると思っておりますので、継続して面談を進めていきたいと思っております。

以上です。

○山中委員長

委員の先生方から追加でコメント等いかがでしょうか。

いわゆる3Sのインターフェース、2Sのインターフェースで業務関係を明確にさせていただきました。全消灯は黄色でハッチングしているところです。それ以外についても検討してもらったという報告書は、そういう形になっていると御説明ですね。

特にないようでしたら、日本原燃に対する対応方針は了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、そのとおりに承したいと思いますが、この方針に従って、日本原燃CEOとの意見交換の場を持ちたいと思います。本日御説明いただいた再発防止対策について、社長との意見交換の中でしっかりと確認をしてまいりたいと思いますし、今回の不適切事案に関する社長としての受け止め、あるいは今後どういう取組を具体的にされるのか、保障措置に関する基本姿勢等について、そういう場で確認してまいりたいと思いますが、委員の先

生方、いかがでございましょうか。よろしいですか。

つきましては、事務局においては、短時間で結構ですので、社長との面談の会議の開催の準備を進めていただくようお願いをいたします。

それでは、以上で議題4を終了したいと思います。

最後の議題は「日本原子力研究開発機構の組織改正に係る今後の対応」です。

説明は研究炉等審査部門の志間管理官からお願いいたします。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料5に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず本議題でございますけれども、日本原子力研究開発機構が令和6年度に実施している組織改正について、御報告させていただき、原子力規制委員会としての今後の対応の了承について、お諮りさせていただくものでございます。

それでは、事務方で原子力機構から聞いた組織改正の内容について、御説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目の3. を御覧ください。こちらは機構から事務方がこれまで組織改正について聞き取りました内容について、御説明させていただくのですが、留意点がございまして、これまでJAEAの機構から説明を受けた組織改正のうち、保安管理組織以外の改正は令和6年4月1日から行って、保安管理組織の組織改正は今後申請する保安規定等の認可後に行う予定という話を聞いております。

ただ、現時点までの説明におきまして、保安管理組織の組織改正と保安管理組織以外の組織改正がどのように区分されるのかといったところは、明確に説明はなされていないような状況でございます。

以上を御留意点として御説明を聞いていただければと思います。

まず組織改正の1点目でございますけれども、現在、拠点は部門制をしいておりまして、その部門長に理事が配置されております。この部門制を廃止しまして、拠点の所長が業務執行管理の責任を負う体制に変えるところでございます。

2点目、現在の組織階層は、部門、拠点、センター、部、課と5階層あるのですが、これを削減しまして、多くても拠点、部、課の3階層まで削減します。あわせて、縦割り解消や業務効率化を図るために、組織の統廃合も併せて行うという説明を受けております。ただ、組織の統廃合の具体についての説明は、現在までになされておられません。

3点目でございます。こちらは安全最優先の体制を強化する目的として、最高安全・セキュリティ責任者のポストを新設しまして、最高安全・セキュリティ責任者に安全や核セキュリティ、保障措置、情報セキュリティなどの包括的な安全・セキュリティに係る助言を理事長に行うという役割を与えるとしております。あわせて、最高研究開発責任者というポストも新設しまして、最高研究開発責任者に研究開発戦略に係る理事長への助言を行う役割を与えるとしております。

4点目、こちらはエネルギー研究開発領域、研究開発強化領域、バックエンド領域という新しい三つの領域を設置しまして、この領域長に理事を配置します。領域長が各領域の事業戦略とか、経営方針を示して、各拠点間の総合調整を行うことを考えております。

こちらはイメージしにくいと思いますので、15ページを御覧ください。こちらの赤丸で示させていただいたところが新しく新設される三つの領域でございますけれども、こちらを本部組織の事業戦略組織の中に設置しまして、こちらの三つの領域におきまして事業戦略とか、経営方針を策定することを組織改正の弾として入れているようです。

5つ目、こちらは原子力規制委員会のTS0（技術支援機関）としての機能を果たしている安全研究・防災支援部門を改組しまして、原子力安全・防災研究所を設置することにしてあります。こちらと（4）で説明させていただきました領域との関係は、他の拠点と同様であるとしております。

6点目、こちらは管理責任者の一元化ということで、現在、各拠点の担当の理事がそれぞれの拠点の管理責任者となっておりますけれども、これを機構全体で一元化しまして、現在、本部で管理責任者となっている安全・核セキュリティ統括本部担当理事が全て担うといった組織改正を考えているところでございます。

組織改正の内容は以上でございますけれども、機構は組織改正と整合を取れるように、いわゆる機構の中長期計画などの変更をすることも現在計画しているという情報を把握しておりますので、そちらも御報告させていただきます。

こちらの組織改正につきまして、事務方で論点を整理させていただきました。大きく2点あると思います。

1点目でございますけれども、今回の組織改正が機構の安全とか、セキュリティの維持・強化に資するものかどうか、疑問があるところでございます。

具体的には4.（1）①でございますけれども、安全に係るリソースの配分がうまくなされるかどうか分からないといった点が挙げられます。こちらは組織改正によりまして部門制を廃止して、新たに三つの領域の領域長が各拠点の経営方針とか、拠点間の総合調整を行うとしておりますけれども、保安活動の管理というのは、安全・核セキュリティ統括本部の担当理事が担うことになっております。

安全・核セキュリティ統括本部の担当理事が試験炉等の拠点の保安活動に必要なリソース配分へどう関与するのか、現在までに明示されておりませんので、その拠点の保安活動に必要なリソース配分がなされるかどうかよく分からないところが挙げられます。

2点目でございますけれども、管理責任者の一元化によって各拠点の保安体制への影響が出るのではないかとといったところです。現在、各拠点担当理事が拠点の管理責任者を担っておりますが、この拠点の管理責任者をなくしまして、機構本部に一元化して、安全・核セキュリティ統括本部担当理事が多種多様な事業を実施する拠点の保安活動を統理すると説明しております。

しかし、どう統理するのかが明示されていけませんので、拠点の保安活動が維持・強化さ

れるのか、また、拠点の保安活動にきちんと目が届くのかどうかよく分からないといったところが挙げられます。

また、管理責任者を一元化する変更にあたっては、機構においては保安規定の変更のみで対応可能と考えているところがありますけれども、事務方では保安規定の変更のみではなくて、許可の変更も必要なのではないかといったところで意見が分かれています。こういった設置許可の変更等の許認可手続の要否が必要なのかどうかについても、精査が必要だと考えております。

3点目、最高安全・セキュリティ責任者の位置付けでございますけれども、こちらは理事長への助言を行うのみであるために、現在、機構は原子炉等規制法上の役割を与えないという考えを持っております。そうであるならば、事務方では最高安全・セキュリティ責任者という職名は実態に即してはしないのではないかとといった疑念を持っております。

4点目、こちらは組織の統廃合の影響でございますけれども、組織の統廃合を行うと一言、説明は入っているのですが、具体的にどういった統廃合が行われているのかが明示されていないので、今後の適切な安全確保が維持・強化されるのかどうか分からないといったところが論点として挙げられると考えております。

二つ目の大きな論点といたしましては、この組織改正がTSOとしての機構の役割の維持・強化に資するものかどうか分からないといったところが挙げられます。TSOである安全研究・防災支援部門については、原子力安全・防災研究所へ改組するという説明を受けておりますけれども、この名称変更以外の内容については、一切明示はされていないところでございます。本当に名称変更だけなのかどうか、まだ説明されていないといったところでございます。

また、部門制が廃止されることによりまして、TSOを含む安全研究・防災支援部門を担当する理事がいなくなりますけれども、TSOとしての原子力安全・防災研究所の事業戦略や経営方針の策定、リソースの配分につきまして、組織改正後の経営層の誰が責任を持つのかといったところの説明が一切なされておらず、将来的なTSOの活動が適切に行われるかどうか分からないといった論点が挙げられると考えております。

最後、5. でございますけれども、このような状況でございますので、今後の対応案といたしまして、4. に示しました論点を確認するため、原子力規制委員会におきまして、機構の理事長から機構が検討している組織改正の具体的な内容と新たな体制での業務運用などを聴取、確認して、その上で対応を検討することとしてはどうかと考えており、これを今後の対応案としてお諮りさせていただきます。

私の説明は以上でございます。

○山中委員長

質問、コメントはございますか。どうぞ。

○杉山委員

今の説明だと、まずは具体的な情報が不足していることもあるのですけれども、部門と

いうものがなくなって、部門の長であった理事は、今度新たに設けられる領域、領域といっても三つしかないので、理事の数よりずっと少ないのですけれども、その領域において経営方針を示して、拠点間の総合調整を行うことが仕事になります。今の情報をぱっと聞いたときに、理事ないし理事長の負う責任が一切登場してこなくて、安全上の問題があったとき、記者会見で頭を下げるのは拠点長なのですかという疑問を持つわけなのです。理事は何の責任を負ってくれるのですかというところを強く聞きたいところです。

もう一つ、全体のこういった組織改正を行いますということに対して、原子力規制委員会の権限といいますか、立ち位置について確認させていただきたいのですけれども、基本的にJAEAの主たる監督官庁は文部科学省なわけで、文部科学省がいいと言ってしまうと、それで決まってしまうものなのか。一つ、我々が共管している安全研究、あるいは防災支援に関するところ、こちらに関しては、我々も物を申せることは分かります。

あとは、原子力施設をたくさん持っている法人に対して、実際に安全確保が行われるかどうかという点では、我々はいろいろな指摘とか、確認ができると思うのですけれども、まずは組織改正そのものに対して原子力規制委員会が持っている権限はどの程度のものなのか、分かれば教えてください。

○山中委員長

どうぞ。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野でございます。

法律に基づきますと、こうした研究開発法人につきましては、まず中長期目標を主務官庁で作らして、それを提示し、指示しております。それに基づいて中長期計画を法人が作らして、それを認可し、また、年間の業務がそれに沿っているかを評価するところまでが主務大臣の関与となっております。

組織の改編については、特段そうした手続を経ず、やることができますけれども、今回のように組織改編にも中長期計画が必然的に絡んできてしまう場合、それはどの程度の変更になるか、今の段階では分からないわけではございますけれども、その計画についての審査は必要になります。

その場合に文科省との間で、今、杉山委員がおっしゃっていただいたように、原子力規制委員会が見るべきところは非常に限られておまして、我々の業務に関連する研究開発の部分のみの計画を認可しているところではございますが、保安の観点から中長期計画の記述もございますので、問題があると思えば、指摘をいただければ、文科省にお伝えしたいと思います。

○杉山委員

少し続けて質問させていただきますと、これはそのまま手続上、4月1日に本当に改正しますと改訂されてしまった場合、現状の保安規定上のどの組織の職員の人がかようなことを行いますといった部分が変わってしまうわけです。ですから、保安規定なり、

あるいは場合によっては許可のレベルでの記載の変更が必要になってくるわけでありまして、仮にそれも当然審査というプロセスを経て変更されると思うのですが、それを我々が3月中に終わらせなければいけないことになるとは思っていないのですけれども、仮にそれが間に合わなかったとき、かつ組織改正が実際に行われてしまったときの施設の運用は可能なのでしょうか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

まずJAEA側の説明といたしましては、3.の一番最初に書かせていただいたとおり、保安管理組織に係る改正は、保安規定等の認可後に行うと明確に言っておりますので、4月1日の保安組織改正が保安規定に影響を及ぼすようなことはないと考えておりますけれども、もしそういったことがなくて、保安規定に影響が出てしまうものが出たのであれば、これは保安規定違反を取るような話になると思います。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。

○伴委員

今の説明で分からないのは、保安管理組織以外の改正は4月にやるけれども、保安管理組織の改正は保安規定の認可後にやりますという、そもそも分けられるのかというのが全く分からないので、理屈上、場合によっては同じ機能を持つ役職を複数同時に存在するような状況を生むのかという疑問も出てきますので、その点に関してはしっかり議論をして、双方が共通理解を持つ必要があるのだろうと思います。

結局、保安に関する指揮命令系統が変わるのであれば、それが保安規定レベルで済むのか、場合によっては許可を取り直してもらい必要があるのかというところをまずクリアにするのが第一だと思っています。

先ほど杉山委員から指摘があった我々の権限がどこまで及ぶのかといったときに気になるのは、TSOとしての役割をきちんと果たされるのかということと、バックエンドで廃止措置がいっぱい行われなければいけないので、そちらに十分なリソースが充当されるのかという視点がありますので、そこについては、こういう組織改正をしたらできなくなるだろうということはなかなか言えないと思うのですけれども、本当にきちんとリソースが配分されるのかというのは、理事長等と直接やり取りする必要があると思います。

○山中委員長

私もいわゆるJAEAとしてやられる業務の中で気になる点は幾つかあるのですけれども、まず第一が安全管理の問題、あるいはセキュリティの管理の問題で、これまでの状況というのは、それぞれの施設で担当理事がおられて、その人が安全管理に関する責任者であるという形を取っていたように理解しているのですけれども、そうではないのですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

おっしゃるとおりでございます。現時点では拠点担当理事が管理責任者として明確に

保安規定に位置付けられております。

○山中委員長

新しい組織では、それが1人になるという理解をしたのですけれども、そうでもないのですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

拠点担当の理事がいなくなって、拠点には管理責任者がいなくなりまして、今、本部で安全管理責任者を担っている安全・核セキュリティ統括本部担当理事が1人で負うのが機構が考えている組織改正の内容でございます。

○山中委員長

そういう体制変化を我々として許容できるかどうかというところではないかと理解をしているのですけれども、それは理事長と直接確認をした方がいいと思います。今、許認可上は特に問題はない、あるいは問題だと事務局としては考えられているのですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

管理責任者につきましては、論点の（1）②の2ポツ目で記載をさせていただいているとおり、機構は保安規定の変更認可申請のみで管理責任者を一元化できると考えているのですけれども、原子力規制庁の事務方としましては許可変更まで必要なのではないかと考えておりまして、ここには意見の隔たりがあるところでございます。

○山中委員長

私もそれは重要な論点だと思います。

石渡委員、いかがでしょうか。

○石渡委員

我々とは独立の機構ということで、組織改正は基本的にその組織で自由にできるものだと思います。ただ、原子力施設をたくさん持っている機構であるということで、その施設の安全セキュリティ、保障措置に直接関わるようなことになってくると、こちらとしてもおいそれと認めるわけにもいかななくなってくることがあると思います。

あと、当然共管部分がありますから、それについては中期計画などを定めて、きちんとやっただけで、それに影響が及ぶことになっても、そのままお認めするわけにはいきませんということになると思うのです。ですから、そのところの影響があるのかないのかというところをはっきりさせることが緊急に必要なのではないかと思います。

以上です。

○山中委員長

その点についてはどうでしょうか。石渡委員は事務的にまずは確認してくれという話でしょうか。

○石渡委員

それは資料がここにある程度は出てきているということで、これについて疑問があるところをもうちょっと調べていただくことは、やっただけの方がいいと思うのですけれど



ども、要するにどのような思想といたしますか、どういうことが問題で組織改正をするのかということについて、我々としても緊急に責任者のお考えを直接伺った方がいいのではないかと私は考えます。

以上です。

○山中委員長

了解いたしました。

田中委員、どうぞ。

○田中委員

いろいろな委員の方々から御意見があったところでございます。まずはこの事務局として作った主な論点がまとめられていると思いますので、それらについて、それ以外の点もありましたので、しっかりと確認することが大事だと思います。

また、本日、伴委員からも話があったのですけれども、原子力研究開発機構は、たくさん施設を監視しなければいけないことがあり、研究施設等廃棄物の実施主体であり、自分のところで発生した廃棄物だけではなくて、大学等々で発生する廃棄物の処分をすることもあり、大変重要な仕事があります。

そんなことで、15ページを見ると、事業戦略組織としてのバックエンド領域と書いてありますけれども、これが本当にその辺をしっかりとするためにこういうことをしようとしているのか、その辺については、もう一遍、確認する必要があると思います。

我々としても年に2、3回、原子力研究開発機構のバックエンドや廃止措置などをやっている人たちを呼んで、進捗状況を聞いたりしていますので、それは大変重要なことだと思いますので、組織改正はその辺の重要な特にバックエンド関係の仕事が遅れるようなことがあってはいけないし、あるいは更にそれを加速してもらわなければいけないので、そういう観点からも意見交換したいと思います。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。

担っていただく重要な業務としては、安全管理、セキュリティ管理のお話と、田中委員が言われたような廃止措置、廃棄物の管理業務がどういうふうになされていくのかという、業務としてはその2点、それと組織としてはTSOのありようがどうなのかという、それが中期目標、中期計画の中でどういう位置付けになるのか。その点は非常に重要だと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

あえて一つ付け加えると、TSOの位置付け、あるいは業務の位置付けの中にも入ってくると思うのですけれども、大きなセンターが三つできるのですが、福島に対してどういう業務をされるのか、あるいは責任を明示されるのかということについては、原子力規制委員会の原点はもちろん福島にありますので、そのあたりは原子力規制委員会の意見交換の中で確認はきっちりしたいと思っていますので、できれば情報として伝えていただければと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。（首肯する委員あり）

○山中委員長

それでは、今後の対応方針については、本日、提案いただいたところで抜けはないと思いますので、本方針に従って原子力規制委員会として機構の理事長から組織改正の具体的な内容等の説明を聴取、確認をさせていただきたいと思いますので、事務局はその準備を進めていただければと思います。よろしいですか。

それでは、これで議題5を終了いたします。

そのほか、委員の先生方からございますでしょうか。どうぞ。

○石渡委員

トピックスの敦賀の運転上の制限からの逸脱について、簡単に説明をしていただいた方がよいと思います。

○山口長官官房総務課事故対処室長

事故対処室長の山口でございます。

本日のトピックスは、日本原電敦賀発電所2号機におきます運転上の制限、LC0からの逸脱という事案でございます。

資料の4ページを御覧いただけますでしょうか。敦賀2号は運転を停止して点検中でございますけれども、2号機のB系の海水の冷却系、これは非常用ディーゼル発電機の冷却にも用いる系統でございますが、B系の点検を行っている際にB系のマンホールフランジを開けるべきところ、A系のマンホールフランジを誤って開けてしまったという事案でございます。

これに伴いまして、写真がございますけれども、A系のフランジのところから海水が漏えいをしました。この復旧のためにA系の海水系を停止する必要があり、A系のディーゼル発電機は待機中でありましたけれども、待機除外にする必要があり、非常用ディーゼル発電機の2台を待機しなければいけないという要求を満足しなくなったという事案でございます。

御説明は以上でございます。

○山中委員長

どうぞ。

○石渡委員

これはポカミスというか、A系、B系があって、本来はB系を開けるべきところ、間違っってA系を開けてしまっって、水がばっって出てきてしまった。

これは2号機ですから、原電（日本原子力発電）としては動かすつもりで原子炉です。今正に審査をやっって、昨年12月に我々は現地調査もやっっているわけです。そういうところでこういう単純なミスを犯してしまうのは非常によくないことだと思います。

これについては、検査の中で原因とか、そういうものを見ていくことになるのでしょうか。

○菊川原子力規制部検査グループ実用炉監視部門管理官補佐

実用炉監視部門の菊川でございます。

今の原子力施設ですけれども、多重性を求めている以上、同種のヒューマンエラーは避けられない。この点、事業者は非常に気を使って、作業前のツールボックス、ミーティング等を実施することで、ヒューマンエラーのリスクを下げる努力といたしますか、対応をしています。

その点、今回、敦賀2号機におきまして、この作業を行う前にヒューマンエラーのリスクをどのくらい下げようかというところを、規制検査の中でしっかり確認していきたいと考えております。

以上です。

○石渡委員

それは四半期報告のような形で、またここに出していただけるという理解でよろしいですか。

○菊川原子力規制部検査グループ実用炉監視部門管理官補佐

実用炉監視部門の菊川です。

その御理解でよろしいかと思えます。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員長

ちなみにLC0逸脱の状態というのは回避されたわけですか。

○山口長官官房総務課事故対処室長

事故対処室長の山口でございます。

御説明が漏れており、申し訳ございませんでした。復旧を終えまして、今、系統運転、それから、非常用ディーゼル発電機も待機してございます。

○山中委員長

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。

次週の原子力規制委員会は、伴委員がアメリカで開催されますRIC（NRC規制情報会議）2024に出席をされるために欠席をされます。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

そのほかになれば、本日の原子力規制委員会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。